

(5) 職員手当の状況 (平成29年4月1日現在)

退職手当	区分		支給率 (自己都合退職)	支給率 (定年退職)	国と同じ
	勤続20年		20.445月分	25.55625月分	
	勤続25年		29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年		41.325月分	49.59月分	
	最高限度		49.59月分	49.59月分	
期末・勤勉手当	区分	期末	勤勉	計	国と同じ
	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分	
	12月期	1.375月分	0.85月分	2.225月分	
	計	2.600月分	1.70月分	4.300月分	
職制上の段階、職務の等級による加算措置					有
寒冷地手当	職員の世帯の区分や扶養親族の数に応じて支給 支給額は51,700円～131,900円 (幌延町は1級地)				国と同じ
扶養手当	○配偶者 10,000円 (平成30年4月1日以降 6,500円) ○扶養親族 (配偶者を除く) 子 1人につき8,000円 (平成30年4月1日以降 10,000円) 父母等 1人につき6,500円 ※満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算				国と同じ
住居手当	○借家の場合 家賃に応じて100円～27,000円 ○自宅の場合 5,000円/月				やや異なる
特殊勤務手当	特殊勤務手当については、危険、不快、不健康等の特殊な業務に従事する職員に支給				
	手当の種類		区分	支給額	
	(1) 往診手当		1回	診療報酬等による	
	(2) 手術手当		1回	診療報酬等による	
	(3) 放射線作業手当		日額	210円	
	(4) 病理細菌業務手当		日額	210円	
	(5) 医師研究手当		月額	1,320,000円	
	(6) 感染症等防疫作業手当		日額	210円	
	(7) 死体処理作業手当		日額	2,000円	
(8) 夜間看護等手当 (正規の勤務時間内)		1回	1,700円～6,800円		
夜間看護等手当 (正規の勤務時間外)		1回	300円～600円		
管理職手当	主幹職以上に支給 本棒に対し、課長職11%、主幹職9%				異なる
管理職員特別勤務手当	臨時、緊急またはその他公務の運営の必要により週休日等に勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、1回につき2,000円～12,000円				異なる
時間外手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 時間帯や平日・週休日に応じ、勤務した時間1時間につき、0.25～0.75の割増				国と同じ

(6) ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示すものです。

※ (参考値) は国家公務員の時限的 (2年間) な給与改定特例法による措置がなかった場合の値です。

区分	平成25年度	平成25年度 (参考値)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
幌延町	103.6	(95.6)	98.2	97.0	97.3
猿払村	105.9	(97.8)	97.1	97.6	96.8
浜頓別町	102.3	(94.4)	95.5	94.1	96.0
中頓別町	106.9	(98.6)	99.4	97.8	98.4
枝幸町	102.5	(94.7)	94.6	95.6	95.6
豊富町	104.2	(96.4)	96.2	97.1	96.6
礼文町	100.5	(92.9)	91.9	91.5	93.3
利尻町	100.2	(92.4)	91.2	93.0	91.7
利尻富士町	99.2	(91.6)	93.1	91.8	91.6